

第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の変更の概要

1 変更の理由

これまでニホンジカの管理に当たっては、狩猟、有害鳥獣捕獲（許可捕獲）、指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲を行ってきたが、管理目標の達成に向け、複数の市町村をまたいだ広域的な捕獲（個体数調整を目的とした許可捕獲）や県境付近での隣接県と連携した広域的な捕獲（指定管理鳥獣捕獲等事業）等の取組を実施するため。

2 主な変更点

- (1) 許可捕獲において、市町村からの要請を受けて、県が農林水産業に係る被害防止を目的とした、複数の市町村をまたいだ広域的な捕獲（個体数調整を目的とした許可捕獲）を実施することを追加
- (2) 許可捕獲において、高密度地域におけるニホンジカの生息密度の低減を図るため、必要に応じて、国等の公的機関による個体数調整を目的とした許可捕獲を実施することを追加
- (3) 指定管理鳥獣捕獲等事業において、霧島山地、出水山地等の県境付近は、ニホンジカが高密度で生息していることから、隣接県等と情報交換や連絡調整を行い、必要に応じて、相互の連携を図りながら広域的な捕獲を実施することを追加

3 施行日

令和6年4月1日